

教友会（埼玉大学教育学部同窓会） 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は教友会（埼玉大学教育学部同窓会）と称する。通称として、教友会を使用することができる。

第2条 本会は会員相互の親睦を厚くし、併せて教育の振興を図ることを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は、以下の事業を行う。

- 1 会員の親睦共済に関する事。
- 2 教育振興に関する事。
- 3 奨学に関する事。
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 組 織

第4条 本会会員は、次の2種とする。

- 1 正会員
 - (1) 旧埼玉師範学校男子部卒業生
 - (2) 同女子部卒業生
 - (3) 旧埼玉青年師範学校卒業生
 - (4) 埼玉大学教育学部卒業生、教育専攻科修了者、特殊教育特別専攻科、及び大学院教育学研究科修了者
 - (5) 埼玉大学教育学部附設教育養成機関の1年以上の修了者
 - (6) 埼玉大学教育学部、特殊教育特別専攻科及び大学院教育学研究科に在籍している者（以下「学生会員」という。）
- 2 特別会員
 - (1) 埼玉大学教育学部教員
 - (2) 同附属学校園教員

第4章 役 員

第5条 本会に以下の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
監事	3名
本部常任委員	20名程度
学年理事	各学年若干名
幹事	若干名

第6条 会長、副会長、監事は本部常任委員会で選出する。

第7条 本部常任委員は会長が委嘱する。学年理事は本部常任委員会で選考し、会長が委嘱する。

第8条 幹事は、会長が委嘱する。

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

ただし、会長の任期は、原則として2期までとする。

第10条 役員任務は、以下のとおりとする。

- 会長は、会務を処理し議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- 監事は、会計を監査する。
- 幹事は、必要により会務の処理に協力することができる。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は次の各号に該当する者の中から本部常任委員会同意を得て、会長が委嘱する。

- 1 埼玉大学学長及び教育学部長の職にあった者並びに現職にある者
- 2 その他、本会に功勞のあった者

第5章 会 議

第12条 会議は総会、委員会、正副会長会、本部常任委員会とし、会長が招集する。

第13条 総会は毎年1回これを開き、予算決算並びに重要な会の事業を議決する。必要により、臨時に総会を開くことができる。ただし、本部常任委員会を以て総会に代えることができる。

第14条 本部常任委員会は、各種の原案作成、並びに会務及び事業を議決し、その執行に当たる。

第6章 会 計

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入による。

第17条 会費の額及び徴収方法、並びに寄付金その他の拠出金の募集については、本部常任委員会の決議により定める。

第7章 事 務 局

第18条 本会は、その事務を処理するため、当分の間、埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター内に事務局を置く。

- 1 事務局には、本部常任委員会が推薦し、会長が指名した事務局長を置く。事務局長は、本会の庶務及び会計を掌る。
- 2 事務局長は、すべての会議に出席することができる。
- 3 事務局には、事務局員等を置くことができる。
- 4 事務局長、事務局員等には、報酬・交通費を支給することができる。

第8章 付 則

- 1 本会に必要な細則は別にこれを定める。
- 2 本会会則は総会において、出席会員の過半数の議決により、改正することができる。
- 3 本会会則は昭和30年10月1日から施行する。
(昭和52年6月26日 一部改正 会費増額)
(昭和62年6月27日 一部改正 会費増額)
(平成6年6月26日 一部改正 入会金増額)
(平成11年6月26日 一部改正 名称及び会員資格の変更)
(令和3年6月12日 一部改正 名称の変更及び事務局の追加)
- 4 本会会則は、平成15年度より適用する。ただし、第4条1号(6)学生会員については、平成16年度入学者より適用する。
(平成15年6月28日 一部改正 会計及び会員資格の変更)
(平成23年6月25日 一部改正 組織改正)
(平成30年6月25日 一部改正 役員及び会員資格の変更)
(令和3年6月12日 一部改正 細則 会費の変更)
- 5 本会会則は、令和3年6月12日より適用する。ただし、第18条第1項 事務所の設置場所については、令和3年9月1日より適用する。
(令和3年6月12日 一部改正 細則 会費の変更)

教友会（埼玉大学教育学部同窓会） 細則

- 1 会費は、原則として本会入会時に3万円（終身会費）を一括納入するものとする。（終身会費を納入した会員を「終身会員」という）。
- 2 卒業後、入会を希望する者は、終身会費として、1万円を納入することにより、終身会員となる。ただし、昭和63年3月までに卒業した者は5千円とする。また、平成30年度以降に入学した会員が、卒業・修了後に終身会員を希望する場合は、2万円とする。
- 3 一度納められた本会の会費は、原則としてこれを返却しない。